

# 東武会 NEWS

東武会NEWS  
No.2006  
平成20年6月発行

今月の  
トピック

生  
活

## 後部座席もシートベルト着用が義務化されました！！

～平成20年6月1日より改正道路交通法施行～

今般施行された道路交通法改正の主な内容は以下の通りです。

### ○ 後部座席のシートベルト着用義務化

違反についての罰則は、当面は高速道路・自動車専用道路での違反についてのみ適用されることとなりました。罰則は「反則金なし、行政処分1点」です。

### ○ 高齢運転者標識の標示義務化

75歳以上の運転者には高齢運転者標識(もじマーク)の標示が義務付けられました。罰則は行政処分1点ですが、施行後1年間は指導期間が設けられます。



### ○ 聴覚障害者の運転免許取得

聴覚障害のある方について、自動車へのワイドミラー装着、聴覚障害者標識の標示を条件に普通車運転免許取得が可能となりました。



### ○ 自転車が歩道を通行することができる要件の明確化

従来の「道路標識による場合」のほか、「運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人であるとき」及び「車道を通行することが交通の状況に照らして困難・危険であるなどやむを得ないとき」が追加されました。

今月の  
トピック

建  
設  
業

## 入札に参加するには経審の再受審が必要です

～経営事項審査の制度が改正されました～

経営事項審査における評価項目の変更を内容とした建設業法施行規則等が改正され、平成20年4月1日から施行されています。これにより経営事項審査の制度も改正され、各公共団体における平成21・22年度入札参加資格申請には新たな制度による経営事項審査結果が必要となりました。

旧制度による経営事項審査結果通知書は平成21・22年度入札参加資格申請には使用できません。すでに旧制度による経営事項審査結果を得ている建設業者様は新制度による再審査を受ける必要があります。手続きはお早めに。

### 《経営事項事項の再審査》

受付期間：7月29日(火)まで 審査手数料：無料 申請方法：郵送または持参

対象：受審日前1年7か月以内を審査基準日とした、旧制度による経営事項審査結果通知書を受けている建設業許可事業者

今月の  
トピック

運  
送  
業

## Gマークの申請受付が始まります

～安全性優良事業所の認定申請、7月1日より受付開始～

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である社団法人日本トラック協会では、「平成20年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定申請を7月1日から14日まで受け付けます。

貨物自動車運送事業安全性評価事業とは、トラック事業者の安全性を正當に評価・認定・公表する制度であり、安全性優良事業所の認定を受けることにより認定マーク・ステッカーを使用することができます。

《平成20年度安全性優良事業所認定申請》平成18年度認定事業所については更新申請となります。

受付期間：7月1日～7月14日 認定有効期間：平成21年1月1日～平成22年12月31日

申請用紙配布：6月30日まで 申請用紙配布・申請受付：各都道府県トラック協会

申請資格：○運輸開始後3年を経過していること ○配置事業用自動車が5両以上であること  
○過去に不正申請等があった場合には当該申請から2事業年度経過していること



安全認定

安全性優良事業所

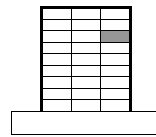
## 今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております



主人の浮気が原因で離婚をすることになりました。

財産は3年前に購入したマンションのみです。2,300万円で購入し現在でもローンは2,200万円程残っています。名義は主人で、ローンも主人です。子供の学校のこともあり、私に譲ると主人は言っていますが、どうしたら良いでしょうか。



様々なケースが考えられますが、順番に考えてみましょう。

まず「売却をする」ケースです。この場合ローン以上の金額で売却できるのが原則ですが、ご相談のケースでは難しいでしょうし、お子様の学校のことを考えると避けたい選択かも知れません。

次に「原状のまま住み続ける」ケースです。家賃はかかりますが、名義がご主人のままですから、所有者の印鑑が必要など等、使用関係が不安定になると考えられます。

他に、「名義(所有権)を相談者に変え、ローンをご主人のままにする。」ケースです。使用関係は安定しますが、もしご主人がローンの返済を滞ったりした場合には、立ち退きが必要になったり所有者としてローン会社等との交渉の当事者になったりすることも考えられます。但し、原則借入残高以上の請求は受けませんので、例えば借入残高が1,500万円に減少したときに2,000万円で売却出来れば、500万円程度が手元に残るかも知れません。

最後に「名義もローンも相談者に変更する」ケースです。そのマンションに愛着があり、ご主人から相応の感謝料・養育費等が安定的に受けられるのであれば、考えても良いと思われるのですが、現状では良い方法ではないかも知れません。

ご相談のケースでは「名義のみの変更」が良いかも知れませんが、相談者が保証人になっていないことが前提です。

## 困りごと無料相談会

行政書士ネットワーク東武会では困りごと無料相談会を開催しております。日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

### 公共施設相談会 開催日程

(ご予約不要)

6月28日(土) 9:00～17:30

和光市白子コミュニティーセンター

7月13日(土) 10:00～17:30

にいざほっとぷらざ

8月24日(日) 9:00～16:30

朝霞市産業文化センター

### 事務所相談会 開催日程

～毎月第3土曜日開催～

(ご予約優先、ご予約は

TEL/FAX、メールにて)

7月19日(土) 9:00～18:00

東武会事務所

9月20日(土) 9:00～18:00

東武会事務所

10月18日(土) 9:00～18:00

東武会事務所

### 「相続・遺言」の出張 勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。

詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会  
出張開催いたします

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

### なるほど! 行政書士

「全国の住民票1枚から」

お金や物の貸し借り  
きちんとしたい。

契約書を作った方が  
良いんだろうけど、

どうやって作るの??

各種契約書類作成  
これも業務です。

## 行政書士ネットワーク東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28 (内藤行政書士事務所内)

電話 048(487)2014

ご案内 ホームページ: <http://www.toubukai.net> メール: [info@toubukai.net](mailto:info@toubukai.net)

ファックス 048(299)3240

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。